

輸出許可内容の変更手続に関するお知らせ

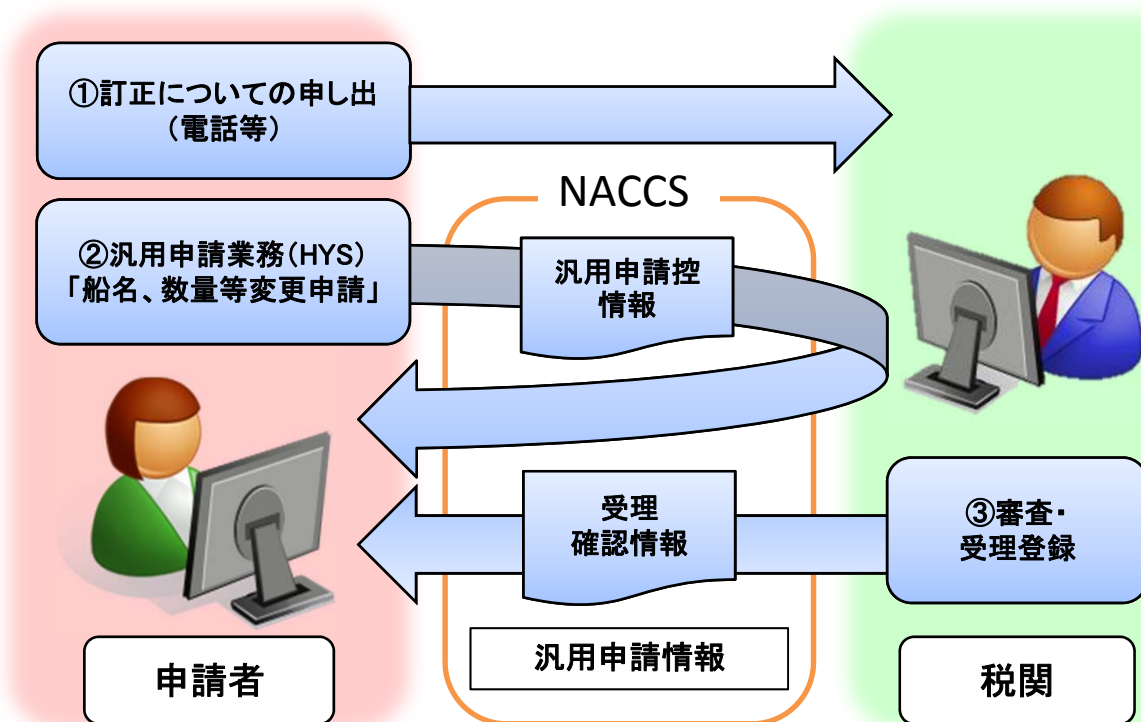
船積情報登録等の後でも、NACCSを利用して
変更手続を行うことが可能となります

輸出許可内容の変更手続については、これまで船積情報登録等を行った後は、NACCSによる訂正を行うことができず、各通関官署へ「船名、数量等変更申請書」(C-5200)等を書面(紙)で提出して頂いておりました。

平成26年4月1日より、船積情報登録等の後において変更手続を行う必要が生じた場合には、現行書面(紙)により訂正を認めている範囲内で、NACCSの「汎用申請」業務(HYS)を利用して変更手続を行うことが可能となります。

なお、これまでどおり、書面(紙)による変更手続を行うこともできます。

【汎用申請業務を利用した申請の流れ】



汎用申請業務 (HYS) に添付する書類：

(添付容量は1ファイル500KB以下、合計3MB以下)

- ・ 船名、数量等変更申請書 (C-5200)
- ・ 輸出許可通知書

(注) 上記書類以外に、変更内容が確認できる書類を税関に提出して頂く場合があります。

ご不明な点は、各税関業務部通関総括部門へお問い合わせ下さい。
(お問い合わせ先は裏面参照)

お問合せ先

- ・函館税関業務部統括審査官 TEL 0138-40-4256
- ・東京税関業務部通関総括第1部門 TEL 03-3599-6337
- ・横浜税関業務部通関総括第1部門 TEL 045-212-6150
- ・名古屋税関業務部通関特別審査官第1部門 TEL 052-654-4086
- ・大阪税関業務部通関総括第2部門 TEL 06-6576-3208
- ・神戸税関業務部通関総括第1部門 TEL 078-333-3086
- ・門司税関業務部通関総括第1部門 TEL 050-3530-8367
- ・長崎税関業務部統括審査官(総括部門) TEL 095-828-0126
- ・沖縄地区税関通関総括第2部門 TEL 098-862-9281